

おいらせ町公共下水道事業経営戦略

(令和4年度～令和13年度)

令和5年3月

青森県 おいらせ町

おいらせ町公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 青森県おいらせ町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成4年度 (30年目)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	法非適用 【法適用予定・一部適用】 令和6年4月1日
処理区域内人口密度	24.8人/ha (令和3年度末現在)	流域下水道等への 接続の有無	有
処理区数	1処理区 (流域関連公共: 下田処理分区 12処理分区、百石処理分区 5処理分区)		
処理場数	無		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	令和4年度に下水道法事業計画の変更を行い、事業の効率化を図っています。 下水道区域内における整備工事は、平成29年度で終了し、今後は更新工事を重点的に実施します。 下水道区域外は、合併浄化槽での整備を引き続き推進していきます。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭用や業務用等で区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。 ・基本料金とは別に、使用水量別に単価を設定しています。(従量使用料制) ・使用水量が多いほど単価を高くする累進制を採用しています。 <p>【料金体系】 令和5年3月31日まで</p>				
	基本使用料 (1ヶ月につき)		従量料金 (超過使用料)		
	汚水量 (m ³)	使用料	汚水量 (m ³)	使用料 (1m ³ あたり)	
一般汚水	10m ³ まで	1,200円	11~30m ³	120円	
			31~50m ³	140円	
			51~150m ³	160円	
			151m ³ 以上	180円	
公衆浴場・プール汚水	10m ³ まで	900円	11m ³ 以上	20円	
令和5年4月1日～					
基本使用料 (1ヶ月につき)		従量料金 (超過使用料)			
汚水量 (m ³)	使用料	汚水量 (m ³)	使用料 (1m ³ あたり)		
一般汚水	5m ³ まで	1,100円	6~10m ³	135円	
			11~20m ³	146円	
			21~30m ³	165円	
			31~40m ³	176円	
			41~50m ³	182円	
			51~80m ³	192円	
			81~100m ³	202円	
			101~150m ³	215円	
			151~200m ³	232円	
201m ³ 以上	255円				
公衆浴場・プール汚水	10m ³ まで	900円	11m ³ 以上	20円	
業務用使用料体系の概要・考え方	・一般家庭用と区別せず、一律の下水道使用料体系を採用しています。				
その他の使用料体系の概要・考え方	・一般汚水と公衆浴場汚水を区別しています。				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	2,640円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	3,046円
	令和2年度	2,640円		令和2年度	3,074円
	令和3年度	2,640円		令和3年度	3,082円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	<p>地域整備課（下水道係組織図）</p> <p>計 6名</p>
事業運営組織	<p>地域整備課（下水道業務係、工務係、施設維持係） ※農業集落排水事業兼務</p>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	管きょ施設：調査・修繕・清掃業務を仕様発注にて委託しています。 マンホールポンプ場施設：維持管理業務等を仕様発注にて委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

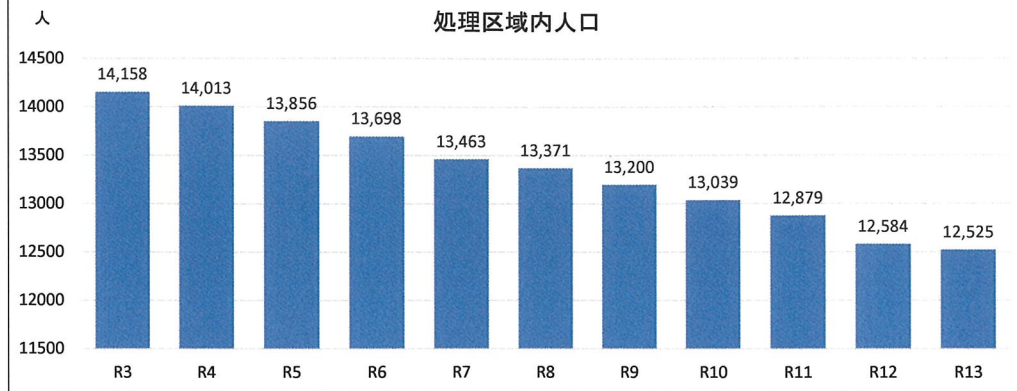
令和3年度決算に基づいた経営比較分析表を添付しています。

令和3年度決算における経費回収率は、30%程度であり受益者負担の原則に基づき、下水道使用者が負担すべき汚水処理原価454.79円/m³に対し、使用料水準を示す使用料単価は154円/m³であり、使用料収入だけでは、汚水処理に要する経費を賄っておらず、一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない状況となっています。現状を鑑み、令和10年度までに経費回収率を50%程度まで改善させることとし、令和5年4月1日から使用料の改定(平均改定率:約30%)を行います。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

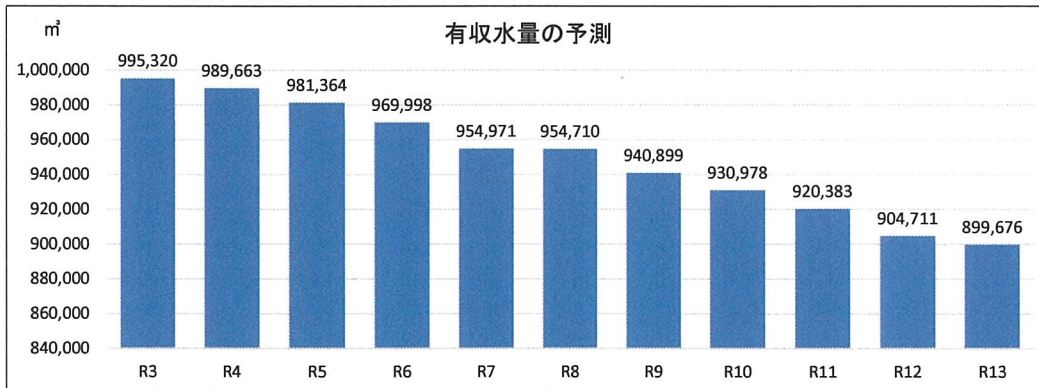
「国立社会保障・人口問題研究所」における人口推計を使用し、区内比率を求め今後の人口予測を行いました。町全体の人口減少に伴い、処理区域内人口も減少する見込みです。



(2) 有収水量の予測

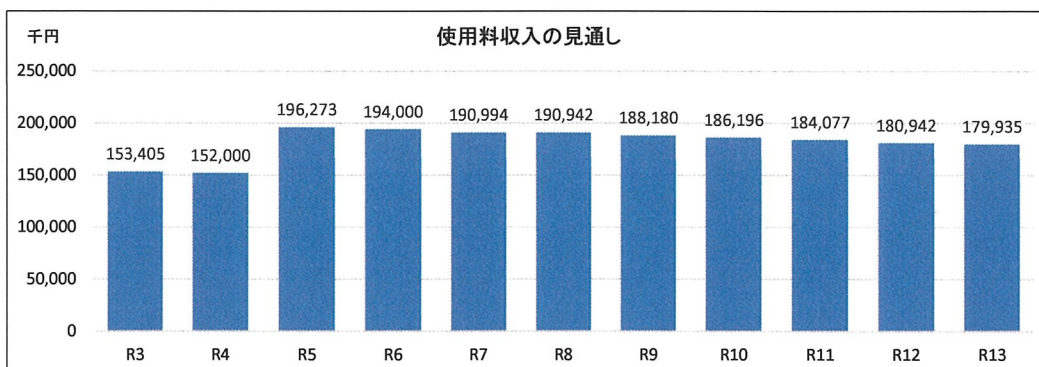
直近5ヶ年の有収水量は、微増傾向であるが現時点で汚水処理人口が確実に上昇する要因(下水道施設の整備等)がないため、有収水量の予測には、処理区域内人口予測の数値を使い、推計を行いました。

- ①処理区域内人口予測に1人当たりの使用水量を乗じ推計を行いました。
- ②事業所等については直近5ヶ年の使用水量実績と増減率を考慮し推計を行いました。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入の推計は、使用料単価に年間有収水量を乗じて算出しました。令和5年度以降の使用料単価は、令和5年4月1日から使用料改定を反映したものです。今後の使用料収入確保においては、5年に1度程度を目安とし使用料改定の検討を行い、経費回収率の向上に努めます。



(4) 施設の見通し

平成4年度に供用を開始してから、約30年が経過(受贈財産:40年)し、施設・設備等の老朽化が進行しており、下水道サービスを安定的に提供していくために下水道施設を適切に管理し、施設の延命化や改築更新の取り組みが必要です。令和5年度からストックマネジメント実施方針計画を策定し、計画的な下水道施設の改築・更新に努めます。

(5) 組織の見通し

現状の体制を基本として運営する見通しですが、令和6年4月1日から公営企業会計への移行に伴い、事務分担等の見直し等により、職員配置の検討が必要になります。

3. 経営の基本方針

町総合計画に掲げる「自然と共生し文化がいきづくまちづくり」を踏まえ、「奥入瀬川をはじめとした豊かな自然の保全と安全安心に暮らせる環境共生都市」の実現を基本理念とし、町汚水処理構想に基づいた整備に努めると共に、下水道施設の維持管理と施設の長寿命化に努めます。下水道は、生活環境の改善等、町民生活を支える重要な役割を担っており、持続可能な経営基盤の強化を図ることが重要となっています。

【経営方針】

本町は、水洗化率が90%以上となり高い水準を維持している一方、使用料収入で維持管理費を賄えていない状況ですが、令和5年4月1日から下水道使用料の改定を行い、適正な使用料水準となるよう努めます。また、当面の目標として、令和10年度末までに経費回収率50%まで改善するよう経営の健全化を図っていきます。

今後は使用料の見直し・検討を5年に1度を目安に行うことで、さらなる経費回収率の向上に努めます。

また、本町の下水道施設は、約30年を経過（受贈財産：40年）し、施設・設備の更新も必要となっていくことから、ストックマネジメント計画の更新等を行い、事業費の平準化を図りながら運営を行っていきます。

【経営状況の見える化】

下水道事業を円滑に推進するためには、住民と情報を共有し相互理解を図ることが重要です。経営の状況については、「経営比較分析表の公表」を進めて見える化を図ってきました。また、令和5年4月の下水道使用料改定に至る過程においては、「町民生常任委員会」における審議、「住民説明会」、「パブリックコメント」等、住民参画の機会を図ってきました。今後さらに、「経営戦略の改定」等を通じて情報の共有を図っていきます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>下水道施設全体の中長期的な状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理することを目的とした「下水道ストックマネジメント計画」を更新し、管路施設の改築(更新・長寿命化対策)等を実施します。</p> <p>機械設備について、令和4年から令和13年までに20箇所(全29箇所)の更新を行い更新率100%とします。(更新済：9箇所)</p>
-----	---

・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

管渠の整備については、整備率が約90%となっているところですが、将来の人口減少を考慮し、当面下水道施設の新規整備は行わず、既存施設の改築・更新等に重点をおきます。

令和5年度からストックマネジメント実施方針計画を策定し、計画的な下水道施設の更新等を行います。

計画期間における、機械設備の更新(20箇所、耐用年数15年)に約160,500千円を計上しています。

流域下水道の建設負担金として約464,000千円を計上しています。

ストックマネジメントに関するものとして約410,000千円を計上しています。

【令和14年度以降の投資計画】

管渠の耐用年数を下表のとおりとし、令和53年度までに管渠改善率20%を目標とする。

種別	更新年数の基準設定方法	
		年数
下水道施設	管種	
	HP 法定耐用年数とする。	50年
	CP 法定耐用年数の1.2倍とする。	60年
	PE・PRP・SUS・VP・VU 法定耐用年数の1.5倍とする。	75年
	躯体 法定耐用年数とする。	50年
	蓋枠(車道部) 法定耐用年数とする。	15年
機械・電気設備	蓋枠(歩道部) 法定耐用年数の1.5倍とする。	45年
	機械設備は法定耐用年数の2倍とする。 電気設備は法定耐用年数の1.5倍とする。	30年

・投資の平準化に関する事項

【ストックマネジメントによる維持管理】

下水道施設の適切な管理・運用をしていくため、令和5年度よりストックマネジメント実施方針計画を策定し調査等を実施する。調査結果をもとに必要に応じて改築計画等を作成し、持続可能な下水道サービスを提供していきます。

・その他

【不明水対策】

不明水が大量に流入すると処理能力や経費の増大、土砂の堆積など施設の維持管理に様々な影響が考えられます。カメラ調査や目視調査等により地下水の侵入箇所を特定し、下水道管の継ぎ手部(取付管含む)の管更正等必要な対策を行います。また、コンクリート柵から塩ビ製の柵への交換は引き続き行い不明水対策を実施します。【使用料改定の有無による投資計画等について】

本試算における推計予測として使用料改定の有無に焦点をあて投資計画を策定し、経費回収率が約15%上昇したものの、依然として回収率は低い水準です。投資費用に関しては、今後の物価上昇による維持管理費の増加や各工事における費用対効果等を精査した上で計画的な更新を進めていくこととし積算しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	下水道使用料を基本とし、一般会計からの繰入金を確保します。 投資については、補助事業を活用することで借入額の縮小を図ります。 使用料改定を5年に1度見直し・検討することで基準外繰入金の縮減を図ります。
-----	--

・財源の目標に関する事項
 本町の経費回収率は約30%と極めて低く、安定的な下水道サービスを提供していく上で、経費回収率の向上は重要な課題です。
 令和10年度に経費回収率50%を目標とし、使用料の改定や計画的な工事等による経費の削減を行います。

・使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項
 令和5年4月1日より使用料の改定を行います。
 【改定前:月/20㎡:2,640円(税込) → 改定後:月/20㎡:3,558円(税込)】
 使用料に見直し・検討は5年に1度を目安とします。

・企業債に関する事項
 補助事業における建設改良費の充当率分と資本費平準化債、流域下水道建設負担金相当を計上しています。
 更新工事に対する起債は、各工事一律15年償還(利率0.3%)で計上しています。

・繰入金に関する事項
 使用料収入で賄えない維持管理費用を計上しています。
 基準内繰入として地方公営企業繰出基準に基づく高資本対策に要する経費、分流式下水道に要する経費、臨時財政特別債等、普及特別対策に要する経費、緊急下水道整備に要する経費、特別措置分、流域下水道の建設に要する経費を計上しています。
 基準外繰入として地方公営企業繰出基準に基づく分流式下水道に要する経費の対象とならない経費、単独事業に係る工事費負担分を計上しています。
 営業費用の増加を地方債償還金の減少が上回るため相対的に繰入金が減少します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費に関する事項
 現組織体制による職員の数としています。

・修繕費に関する事項
 公共ますの交換に係る費用を計上しています。

・委託費に関する事項
 経費削減に繋がる民間委託等は不透明なため、現状の委託費を計上しています。

・企業債の元金償還金
 過去に借り入れた企業債の償還が順次終了するため減少傾向となっていますが、今後は老朽化対策等に関して企業債を活用することで償還額への影響が見込まれています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	広域化・共同化に関して、将来的に実現可能かを長期的な視点で調査・検討を行っていきます。最適化に関して、既存の施設・整備についての更新行うに当たり、性能(サイズ・能力等)の合理化に取り組みることにより経費の節減に努めます。
投資の平準化に関する事項	ストックマネジメント計画を更新し、施設の老朽化と更新需要を的確に把握し、計画的な更新を実施することで投資の平準化に努めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現時点では、PPPやPFIの導入は予定していませんが、制度や費用対効果などの情報収集を行っていきます。
その他の取組	下水道施設の耐震化等を検討していく必要があります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和5年度から使用料の改定を実施し、一般会計繰入金金の抑制を図っていきます。5年に1度程度、使用料見直しの検討又は改定を行い経営の適正化を図っていきます。
資産活用による収入増加の取組について	土地を有する施設がないため現時点で収入増加に繋がる取り組みはありませんが、随時検討を行っていきます。
その他の取組	国の補助事業等を活用し、財源確保を行っていきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	維持管理業務の民間委託を継続するが、必要に応じて包括的民間委託導入の検討を行っていきます。なお、民間活力を活用する場合であっても、職員の技術力が低下しないよう適切な措置を講じていきます。
職員給与費に関する事項	下水道担当は、必要最小限の人数で対応予定であるが、必要に応じて職員数の増減を行っていきます。また、ポンプ場施設の包括的民間委託の導入を検討し、実現可能であればそれに伴う職員の削減を反映していきます。
動力費に関する事項	動力費は、今後も増減が考えられないため現況固定とします。
薬品費に関する事項	本事業では、施設を有していないため、薬品費は発生しません。今後も新たな施設整備は予定されていません。
修繕費に関する事項	修繕費は継続するものとしている。効率的な修繕計画を検討・実施していきます。
委託費に関する事項	委託業務について、さらなる効率化・統合を図り、経費の削減を図っていきます。
その他の取組	該当ありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	計画のローリング(定期的な見直し)について、5年毎に経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。毎年度末、進捗管理を行い目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績の乖離やその原因に対する分析等を行いつつ、実施手法の改善や計画の見直しの検討していくものとし、その結果を次期経営戦略へ反映させていくこととします。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
収益的 収入	1	総 収 益 (A)	688,703	672,874	678,765	689,629	677,858	657,304	648,693	636,914	595,151	617,052	579,192	545,319
	(1)	営 業 収 益 (B)	150,476	153,784	152,710	196,853	194,420	191,495	191,372	188,570	186,616	184,456	181,352	180,305
		ア 料 金 収 入	149,836	153,405	152,000	196,273	194,000	190,995	190,942	188,180	186,196	184,076	180,942	179,935
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ウ そ の 他	640	379	710	580	420	500	430	390	420	380	410	370
	(2)	営 業 外 収 益	538,227	519,090	526,055	492,776	483,438	465,809	457,321	448,344	408,535	432,596	397,840	365,014
		ア 他 会 計 繰 入 金	492,547	464,036	476,594	458,276	456,638	446,109	440,321	433,744	396,235	422,596	389,640	358,814
		イ そ の 他	45,680	55,054	49,461	34,500	26,800	19,700	17,000	14,600	12,300	10,000	8,200	6,200
	2	総 費 用 (D)	306,125	298,716	296,608	292,776	284,415	273,702	268,748	264,521	260,988	258,020	256,730	256,214
	(1)	営 業 費 用	191,464	182,229	184,854	196,711	199,201	201,222	203,447	205,644	207,971	210,273	213,143	216,122
		ア 職 員 給 与 費	9,673	9,929	10,019	10,308	10,909	11,137	11,447	11,768	12,098	12,439	12,789	13,149
		ウ ち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		イ そ の 他	181,791	172,300	174,835	186,403	188,292	190,085	192,000	193,876	195,873	197,834	200,354	202,973
	(2)	営 業 外 費 用	114,661	116,487	111,754	96,065	85,214	72,480	65,301	58,877	53,017	47,747	43,587	40,092
	ア 支 払 利 息	96,344	86,456	76,927	67,766	59,415	51,581	44,402	37,978	32,118	26,848	22,061	17,920	
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	イ そ の 他	18,317	30,031	34,827	28,299	25,799	20,899	20,899	20,899	20,899	20,899	20,899	21,526	22,172
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	382,578	374,158	382,157	396,853	393,443	383,602	379,945	372,393	334,163	359,032	322,462	289,105	
資本的 支出	1	資 本 的 収 入 (F)	346,689	350,287	330,485	347,761	319,124	303,659	314,448	289,435	284,313	255,378	180,465	207,018
	(1)	地 方 債	183,500	182,800	186,000	193,200	161,700	163,700	159,900	140,500	143,600	98,500	79,300	98,800
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債	137,800	135,100	128,700	114,600	102,600	97,100	74,300	56,400	57,000	11,900	11,700	11,200
	(2)	他 会 計 補 助 金	159,854	164,327	139,925	140,508	141,476	129,106	123,780	118,244	110,091	116,318	90,665	77,768
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	0	0	13,000	15,000	10,000	30,000	30,000	30,000	40,000	10,000	30,000
	(6)	工 事 負 担 金	3,335	3,160	4,560	1,053	948	853	768	691	622	560	500	450
	(7)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2	資 本 的 支 出 (G)	725,528	723,469	726,410	744,614	712,567	687,261	694,393	661,828	618,476	614,410	502,927	496,123
	(1)	建 設 改 良 費	66,382	73,395	87,662	125,036	110,477	102,293	141,408	140,027	142,650	162,775	103,901	144,030
		ウ ち 職 員 給 与 費	2,985	3,918	4,072	3,688	3,826	3,939	4,051	4,167	4,286	4,408	4,530	4,655
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	659,146	650,074	638,748	619,578	602,090	584,968	552,985	521,801	475,826	451,635	399,026	352,093
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
(5)	そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 378,839	△ 373,182	△ 395,925	△ 396,853	△ 393,443	△ 383,602	△ 379,945	△ 372,393	△ 334,163	△ 359,032	△ 322,462	△ 289,105	

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	3,739	976	△ 13,768	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金 (L)	9,059	12,793	13,768	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金 (M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	12,793	13,768	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P)	12,793	13,768	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	71	71	73	76	76	77	79	81	81	87	88	90
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	150,476	153,784	152,710	196,853	194,420	191,495	191,372	188,570	186,616	184,456	181,352	180,305
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)	150,476	153,784	152,710	196,853	194,420	191,495	191,372	188,570	186,616	184,456	181,352	180,305
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高 (W)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地 方 債 残 高 (X)	5,851,779	5,429,705	5,026,357	4,634,479	4,220,889	3,824,221	3,448,136	3,081,435	2,761,509	2,418,373	2,106,847	1,859,754

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
収益的収支分	492,547	464,036	476,594	458,276	456,638	446,109	440,321	433,744	396,235	422,596	389,640	358,814
うち基準内繰入金	360,926	364,531	353,607	353,134	382,557	364,140	354,666	338,787	307,674	307,753	289,193	257,949
うち基準外繰入金	131,621	99,505	122,987	105,142	74,081	81,969	85,655	94,957	88,561	114,843	100,447	100,865
資本的収支分	159,854	164,327	139,925	140,508	141,476	129,106	123,780	118,244	110,091	116,318	90,665	77,768
うち基準内繰入金	117,507	117,123	114,123	108,125	106,047	104,266	98,740	93,008	84,663	80,703	64,864	51,788
うち基準外繰入金	42,347	47,204	25,802	32,383	35,429	24,840	25,040	25,236	25,428	35,615	25,801	25,980
合 計	652,401	628,363	616,519	598,784	598,114	575,215	564,101	551,988	506,326	538,914	480,305	436,582

経営比較分析表（令和3年度決算）

青森県 おいらせ町

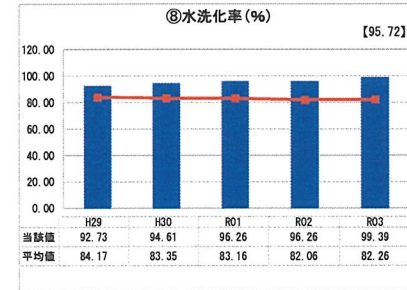
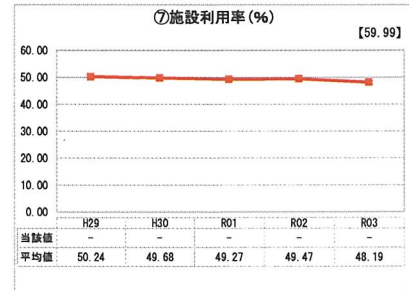
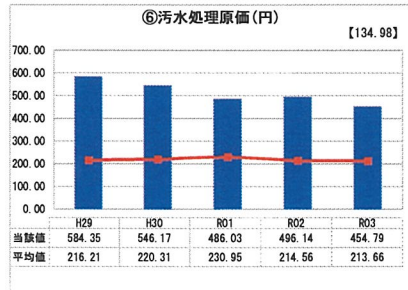
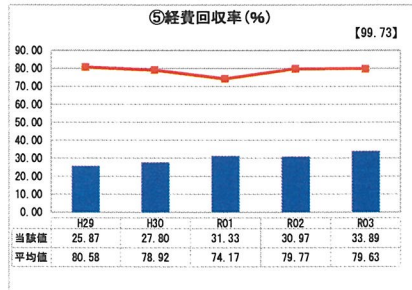
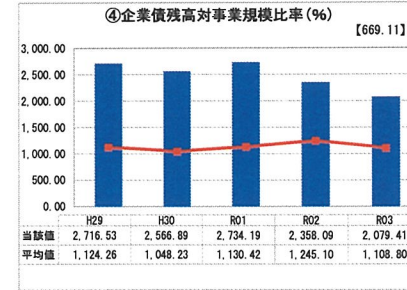
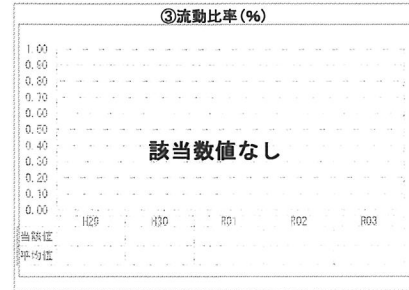
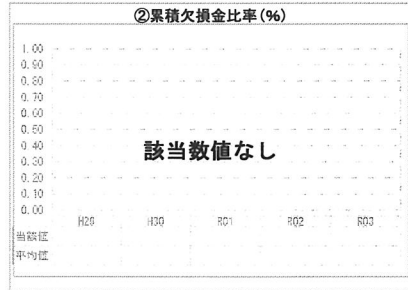
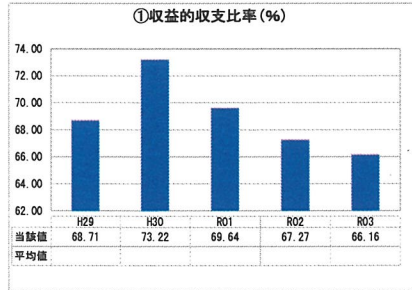
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cd2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	58.63	89.15	2,640

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
25,324	71.96	351.92
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
14,793	6.15	2,405.37

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

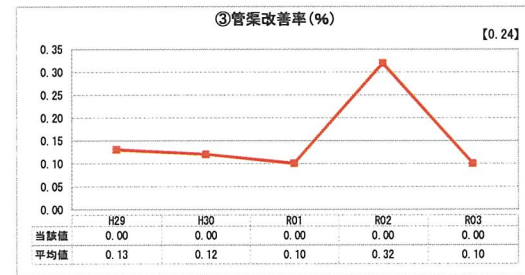
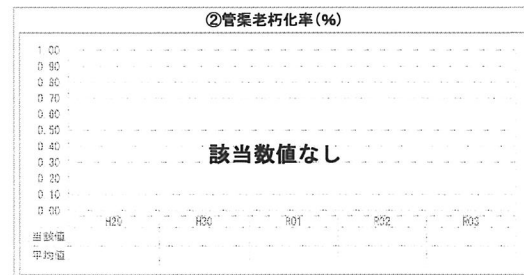
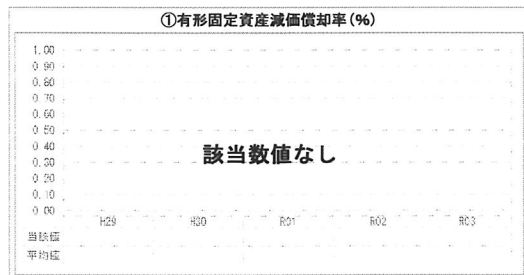
1. 経営の健全性・効率性について

- ・水洗化率を除き、各数値とも類似団体平均値と比較し健全性に欠けている。
- ・収益的収支比率は、ほぼ横ばいだが自立運営できる状態となっていない。
- ・企業債残高対事業規模比率は、類似団体平均値と比較し、約2倍となっている。結果、地方債償還費用が多額であるため、一般会計に頼らざるを得ない状況である。
- ・経費回収率は、類似団体平均値と比較し半分以下であり、維持管理費も賄えていない状態であることから令和5年4月1日から使用料の改定を行い、経費回収率の向上に努める。
- ・汚水処理原価が類似団体平均値の約2倍であり費用面の効率の悪さが顕著である。地方債償還金と流域下水道維持管理負担金大きいことが要因としてあげられる。

2. 老朽化の状況について

- ・一部供用開始から約30年経過した施設があるとともに、他の事業体からの移管により約40年経過した施設もあり老朽化が進んでいる。
- ・老朽化状況を把握するためカメラ調査を実施している。調査の結果、腐食や破損は少ないため必要に応じて修繕工事に対応していくこととしている。
- ・令和5年度よりストックマネジメント計画を策定し、将来に備えた老朽化対策を進めていく。

2. 老朽化の状況



全体総括

- ・持続可能な下水道事業運営のため経営面の改善努力が必要であり、使用料の改定による収入の増加を図り、併せて支出の見直しも行う必要がある。
- ・流域下水道事業において、流域全体では人口減少が始まっており、それらを加味した各施設のスペックダウン等も含めた検討を行い各種費用を抑えることや、町においても維持管理費の経費見直しや、各施設の更新時期等の精査、不明水対策等を徹底していく必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。